

ひきこもり当事者とその家族等の将来設計支援業務に関する質問と回答について

No.	質問事項		回 答
1	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防等を要因とするセミナー等不開催の場合の委託金の精算について</p>	<p>今年度は新型コロナウイルスの感染拡大により、世の中の各方面に多大な影響が発生している。今後このウイルスについて如何なる事態に発展していくか、全く予想がつかない。新型コロナウイルス感染症だけでなく大型台風や巨大地震など、不可抗力によりセミナーの開催が中止となった場合、既に支払われた委託金の精算について、契約上どういった扱いになるのか。</p>	<p>やむを得ない事由により、セミナー等の開催が困難になった場合は、仕様書第2項(4)セミナー等の中止に係る対応に記載のとおり、京都府と委託事業者の両者協議の上で、その後の対応等を決めることとしており、事業内容の変更に伴い委託金額の増減が生じた場合、変更契約を行う必要があります。しかし、事前の準備に要した費用や、会場のキャンセル代など事業の変更によって生じた費用は基本的に対象経費とし、支出金額が委託金額を下回らない限り、返還を求めることはありません。</p>